

SEINENH©RITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N573
2018・11・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

安倍改憲NO! 研究者リレー論文 第11回

平和と地方自治の視座から憲法を考える—憲法の「改正」ではなく憲法の「実行」を……………河上暁弘
関西建設アスベスト京都訴訟 控訴審 全面勝利判決報告……………分部りか
建設アスベスト大阪一陣高裁判決の到達点と意義……………柳本哲亨
育休明けに非正規さらに雇止め「育休明けマタハラ訴訟」で判決……………辻亜希子
国連人種差別撤廃委員会勧告と青法協に求められる取り組み……………金 竜介
新しい外国人労働者受入れ政策と技能実習制度の問題点について……………大坂恭子

法曹養成問題の新局面⑬

ギャップタームの解消と司法試験の法科大学院在学中受験—形骸化する法科大学院制度… 立松 彰

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクールの使い方—課外活動のススメ……………畑 福生
あいち支部主催長野県フィールドワークの報告……………松村啓史
それでも、“I am not ABE”—古賀茂明さん9月14日 講演……………白根心平
【議長ひとくちトーク】ライフワーク、使命が見つかる方法とは—私たちが後輩に伝える重要なこと… 北村 栄
□「法律事務所就職説明会@大阪」
新人弁護士採用をお考えの方、修習生との縁を求める方ぜひご参加ください……………中森俊久



ストラスブールの子ども

安倍改憲 NO! 研究者リレー論文 第11回

平和と地方自治の視座から憲法を考える

— 憲法の「改正」ではなく憲法の「実行」を —

広島市立大学広島平和研究所准教授

河上 暁弘

1 平和と地方自治

人は〈事故〉にあつてはじめて〈自己〉を知るといふが、法・ルールは、何かしらの失敗・被害があつたときにそれを繰り返さないためにつくられることも多い。憲法についても同様のことが言えるだろう。憲法には、国家が犯してきた失敗を二度と繰り返さないために、権力を縛って制限することで、国民の権利・自由を保障するという側面を持つ（立憲主義）。

戦後新たに憲法をつくる際、日本国憲法には、第二章の「戦争の放棄」と第八章の「地方自治」という二つの章を新たに加えた。これは両者が一体のものとして新しく加えられたものと言ひ得るだろう。国家が戦争に突き進むことなく、また *system* から脱却するためには、地方自治は必要不可欠なものであると考えられる。なぜならば、国家が対外的な戦争を遂行するには集権的な体制が必要なので、戦争や軍事動員・軍事利用を効果的・効率的に遂行しようとする場合に、地方自治体や住民の意思は無視される傾向があるからである。しかし、このことを逆に言うならば、地方自治を充実させるということは、戦争をさせないための制度保障と考えることもできる。この意味でも、平和と地方自治は一体のものと思われる

（平和なくして地方自治なし、地方自治なくして平和なし）。

2 憲法と日米地位協定

例えば、沖縄では、米軍基地という自治体の立法権・行政権が及ばない排他的空間が広大に存在し、米軍に過度な特権を与えている日米地位協定ともあいまって、騒音、環境汚染、犯罪の多発等、重大な人権侵害・自治権侵害を引き起こし続けてきた。

具体的に見ていこう。通常、基地提供・貸与においては、条約や協定に、基地使用の目的、範囲、地名などが明記されるのが通例なところ、日米安保条約や日米地位協定では明記されていない。むしろ、日米地位協定に基づき、米側はどこでも基地提供を求める権利があり（「全土基地方式」）、日本側はよほどの合理的理由なしには拒否できないとさえされている（外務省条約局「日米地位協定の考え方」一九七三年四月、同・増補版〔一九八三年二月〕等）。

また、具体的な基地提供は日米合同委員会会で決定するが、その審議内容は非公開であり、それどころか合意内容でさえも表題のみの公表も少ない。

さらに、沖縄での少女暴行事件（一九九五年）

の際にも注目をされた、米軍人の「公務執行中」の犯罪は米軍が第一次裁判権を有する（日本の警察は逮捕・身柄の拘束ができない）という問題がある（公務中か否かは日米合同委員会の裁判管轄部会で決定するが、例えば飲酒していた場合ですらも公務中と認定される場合がある）。また、実際、米軍人の起こした事件・事故の大半が処分なしで懲戒処分で済まされ、軍法会議にもかかけられない。

さらに、米軍の排他的な基地管理権や財産管理権（例えばヘリ事故を起こしても関係者・関係自治体の立ち入りや警察の捜査を排除できる）、「思いやり予算」を含む駐留経費負担などの問題があるが、以上のような点を考えるならば、「日本は米国に（一方的に）守ってもらっている」とか「米軍は日本人が感謝すべき存在」といった世に出まわっている言説が、いかに現実・実態とかけ離れたものであるかわかるだろう。「日米安保条約体制」なるものは、一体誰の平和や幸せをもたらしているのか、誰の犠牲の上で成り立っているものなのか大いに考えさせられる。

そもそも考えてみれば、①他国と軍事的な安全保障に関する条約を締結するかどうか、②外国軍隊の駐留を認めるかどうか（「駐留なき安保」という選択肢もありうる）、③どういう場合に、いかなる期間、どの地域で、どの程度の規模で駐留

することを認めるか、④外国軍の構成員にいかなる権利・特権を認めるかどうかは、どの点もそれぞれ、憲法に基づき、日本の内閣・国会・自治体ひいては国民・住民自身が独自に決めるべきことである。しかし、実際には、これらについて、政府の説明も、国会での熟議も、国民への情報公開も、いずれも極めて乏しいのが現実である。

安保問題には、政府担当者だけではなく、政治家、専門家、国民のいずれにおいても「思考停止」がまかり通っているのではない。憲法改正論議の前に、まずこうした日米地位協定や日米安保条約そのものを検討の俎上に上げるべきことを指摘しておきたい。

3 憲法の「改正」よりも憲法の「実行」による日本政治の大改革を

近年、「政治改革」・「構造改革」・「教育改革」等の「改革」が叫ばれてきた。しかし、抽象的で中身のはっきりしない大スローガンを掲げて、有効な改革は何も行われず、むしろ権力支配や経済強者に都合の良い政策ばかりが強行されてきたという印象を持つ。

そして、近年の改憲論もそれと同様に、改憲それ自体の自己目的化（改憲すべきことを自明の前提としつつどこを変えるように提案すれば国民の

支持を集めて実現できそうかと考える思考）を感じさせられる。そして、これらは、日本の政治の現状や制度を変えることと憲法を変えることを同一視しているのではないかとの疑問を持つ。

むしろ、歴代政権とくに安倍政権による自ら憲法を無視した違憲の政治・政策の積み上げにより作り出した「現実」「政治の現状」に合わないことを理由とした憲法改正提起（言わば「マッチポンプ改憲」）の問題性を具体的に明らかにし、違憲の政治・法律等を改めることこそが求められているように思われる。

この点に関して、私は、憲法改正の必要はなく、違憲の立法・実態の調査・改善（「違憲調査会・違憲審査会」の設置）、憲法関連法の整備が必要不可欠と考える。また、自治体レベルの自治基本条例の制定等、憲法論議の（分権化）もあわせて必要であろう。

憲法の「改正」よりも憲法理念を「実行」して、今の日本政治を大改革すること、そのことが今こそ求められているのではないかと思うしだいである。

関西建設アスベスト京都訴訟 控訴審 全面勝利 判決報告

京都 分 部 り か

一 はじめに

関西建設アスベスト京都一陳訴訟(原告数二七名、被害者数二五名)は、提訴(二〇一二年六月三日)後七年の歳月を経て二〇一八年八月三日、ようやく全員勝訴の時を迎えた。大阪高等裁判所第四民事部(田川直之裁判長)は、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額一億八八五万円余り、建材企業一〇社に対して総額一億三二九万円余りの支払いを命じる一審原告勝訴判決を言い渡したのである。京都地裁で唯一敗訴した一審原告についても請求を認容し、まさに全員勝訴判決、全面勝訴判決だった。

建設アスベスト訴訟は、建築現場において建材から生じた石綿粉じんばく露し、肺がん・中皮腫等の重篤なアスベスト関連疾患に罹患した建築

作業従事者とその遺族が、石綿建材の製造販売企業と、規制を怠って流通を促進した国に賠償を求めた訴訟である。建設作業従事者のアスベスト被害は、国の、住宅政策に基づき、不燃材として大量に輸入されたアスベストが建築建材に利用され、その建材が建築作業現場で切断・研磨等の作業によつて粉じんとなり、建設作業従事者がばく露することによつて生じる。国も、アスベスト建材メーカーもこのような甚大な被害が建設作業従事者に生じうることは、早い時期から認識可能であった。本判決により、国は九度目、アスベスト建材メーカーは三度目の敗訴判決をつきつけられたのである。

二 本判決の概要

一審判決同様、吹付作業者については一九七二

年一月一日～一九七五年九月三日まで、屋内での石綿切断等作業については一九七四年一月一日～二〇〇四年九月三日日まで(マスクは一九九五年まで)、屋外での石綿切断等作業については二〇〇二年一月一日～二〇〇四年九月三日日まで、国が、防じんマスクの着用・集じん機付電動工具の使用・警告表示の義務づけ等を怠ったことの違法性を認めた。

そして、本年(二〇一八年)三月一日の東京高裁判決に続いて、建築労働者と等しく現場で働き、等しく被害を受けた一人親方の就労実態に真摯に向き合い、安衛法等の保護対象に含まれるとして救済を認めた。

またアスベスト建材を製造し続けてきた主要アスベスト企業に対して、一審判決同様、被告A & AM、被告ケイミュー、被告新日鉄住友化学、被

告ニチアス、被告ノザワ、被告大建工業、被告太平洋セメント、被告MMK他合計一〇社について、被害者三二名との関係で共同不法行為責任を認めた。そして、本判決では新たに被告クボタ、被告日本バルカーの責任を認めて企業の責任に関する判断を拡大した。

三 本判決の意義

同種訴訟の判決で国の責任が認められるのはこれで九回連続である。しかも昨年（二〇一七年）一〇月二七日及び本年三月一四日の東京高裁判決に続いて、大阪高裁でも国の責任が断罪されたことにより、国責任に関する司法判断は完全に確立した。

そして、昨年一〇月二七日の東京高裁判決に続き、高裁レベルで企業責任を認めた判決は二例目である。石綿の危険性を知りながら利益のために製造・販売を続けた企業の責任を認める司法判断の大きな流れを作った。

さらに一人親方等について、安衛法等の保護対象に含まれるとした判断は昨年三月一四日の東京高裁判決を引き継いで続く訴訟に流れをつないだ。その後この流れは各地の同種訴訟において受け継がれていった。まさに、本判決後の九月二〇日、大阪高等裁判所第三民事部（江口とし子裁判長）は国の責任はもとより、一人親方などを保護対象



準備した8本の旗のうち「勝訴」等をのぞいた6本もの旗をかかげることができた。

に含め、企業責任も認めた。本判決は、これから続々とだされる高裁レベルの判決へバトンをつなぐ役割を果たした。

四 今後の課題

本訴訟は、被害者二五名のうち、既に二六名が死亡（提訴後死亡者一名）という現実が物語るよ

うに、その被害は極めて深刻である。

本判決では、被告国と被告企業の責任割合がそれぞれ三分の一にとどまった。二〇一八年九月二〇日に出された大阪地裁ルート大阪高裁判決では、国と企業の責任割合は、二分の一と判断された。最高裁判所では、この責任割合をさらに広げる闘いが必要となる。

アスベスト関連疾患は、そのばく露後、二〇一三〇年の潜伏期間を経て発症する特徴を持つが故に、本訴訟の原告らの被害は、まさに氷山の一角にすぎない。しかも、アスベスト建材は現在も、これまで建築された住宅に使われたままの状態に残っていることもあり、さらに被害が拡大するのは誰の目にも明らかな状態である。今後起こりうる被害には、適切な対策を、すでに発症し苦しんでいる被害者に対しては命あるうちに救済すべきである。すなわち、アスベスト被害救済の基金を創設すべきである。

弁護団は、全国の弁護士・支援団体・支援者と協力し合い、国会議員に働きかけ、アスベスト被害救済の基金創設への賛同を求めている。現在賛同議員は半数を超える勢いである。弁護団は命あるうちの解決の獲得に向けて、日々邁進していく所存である。

（京都建設アスベスト弁護団）

建設アスベスト大阪一陣高裁判決の到達点と意義

大阪 柳本 哲亨

一 はじめに

二〇一八年八月二日に建設アスベスト京都一陣訴訟の大阪高裁判決（田口直之裁判長）が、同年九月二〇日に大阪一陣訴訟の大阪高裁判決（江口とし子裁判長）が、相次いで言い渡された。

両判決とも、国の責任については、労働者との関係はもとより一人親方や零細事業主との関係でも国の規制権限不行使の違法を認め、建材企業に対しては、注意義務違反（警告表示義務）があることを前提に、共同不法行為に基づく連帯責任を認めている。両判決は、これまで積み重ねられてきた建設アスベスト訴訟の地裁判決、高裁判決を踏まえて、これらをさらに前進させる画期的な判決であった。

以下、大阪一陣控訴審を闘った大阪アスベスト

弁護団の団員として、建設アスベスト大阪一陣高裁判決（以下「本判決」という）の到達点並びに意義に関し、ご報告申し上げます。

二 建設アスベスト訴訟の主要な争点

(1) 国責任に関して

アスベスト被害に関する国の規制権限不行使の違法については、泉南アスベスト訴訟最高裁判決において、国の規制権限不行使が違法となる判断基準（いわゆる「適時・適切な原則」）が示され、以後、建設アスベスト訴訟においても、労働者との関係では、この判断基準に基づいて、安衛法等に基づく国の規制権限の不行使の違法を認める判決が続いていた。ところが、一人親方等に対しては、労働者と同様のばく露実態であるにもかかわらず、安衛法等が直接的な保護対象が労働者で

あることから国の規制権限不行使の違法が及ばないとする判決が続いていた。これを初めて克服したのが二〇一八年三月の東京高裁判決（東京ルー ト一陣訴訟）であるが、一人親方等に対する国の責任は、引き続き、最大の争点・課題となっていた。

(2) 建材企業責任に関して

建設アスベスト事案では、被災者らが石綿含有建材からの粉じんで発症したことは明らかであるにもかかわらず、長期間に亘って多数の建築現場で多種類の石綿建材からの粉じんばく露していることから、発症の原因となった石綿建材や建材企業を特定することが極めて困難である、という本件特有の事情が存在する。この点に関しては、二〇一七年一〇月の東京高裁判決（神奈川ルー ト一陣訴訟）

が、シェアと確率論を用いて建材企業らの責任を認めていたが、この本件特有の事情に基づく立証の困難をいかにして克服するかが、引き続き建材企業責任の追及において大きな課題であった。

三 新たな到達点を築いた 大阪一陣高裁判決

(1) 国責任に関して

本判決は、一人親方等のばく露実態を重視して、安衛法等が直接的には一人親方等を保護対象にしないとしても、国賠法上は一人親方等も保護範囲に含まれるとし、一人親方等も含めて国の規制権限不行使の違法を認めた。また、建築現場において大量の被害が発生した原因として国の住宅政策を挙げ、これに製造禁止という抜本的な対策が十数年遅れた点も指摘して、国の責任割合を従来の三分一から二分の一に大幅に引き上げた（建設アスベスト訴訟では初めての判断）。

(2) 建材企業責任に関して

本判決は、本件における因果関係立証の困難性と手持ち資料を提出しない建材企業の応訴態度を指摘のうえ、そうしたなかでは、シェアと確率論を駆使した原告らの立証方法にも正当性があるとし、各原告毎に主要原因建材・企業を認定して、民法七一九条二項後段の類推適用に基づいて主要

原因企業らの共同不法行為責任を認めた。建材企業の責任割合も、基本的には全部責任を前提にして、他の石綿建材からのばく露等も考慮し、各原告毎に平均して四割の責任を認めた。明快な法律論によって、被害者救済を大きく前進させたものと言える。

四 本判決の意義

以上のような到達点に至った本判決は建設アスベスト訴訟全体の中でも極めて重要な意義を有することは言うまでもないが、ここでは、とりわけ重要な意義として四点を指摘しておきたい。

第一に、本判決は、国と建材企業に早期解決を促す強烈なメッセージとなった。

本判決をもつて国は一〇連敗となったが、こうした事態はわが国の裁判史上かつてないことであり、早期解決を促す司法からの厳しいメッセージが国に改めて突きつけられる形となった。また、本判決で、シェアと確率論を用いて建材企業の責任を認める流れも確実なものとなり、建材企業らも早期解決に向けて主体的に動かざるを得なくなった。

第二に、最大の課題であった一人親方等の救済を大きく前進させたことも重要である。

三月の東京高裁判決に続いて大阪の二つの高裁判決が、一人親方等の救済の流れを引き継いだことは、すべての建築作業従事者の救済に向けて、

司法が大きく舵を切ったものと評価できる。

第三に、「建設アスベスト救済基金」（仮称）の創設に向けて、立法や行政への強いメッセージにもなった。

建設アスベスト被害の全面的な解決には、「建設アスベスト救済基金」（仮称）の創設が必要不可欠である。実際にも、この判決後、厚労省等に対する野党の合同ヒアリングが実施されるなど新たな動きも出ている。

第四に、最高裁の審理、判断にも大きな影響を与えることである。

東京高裁、大阪高裁と東西の四つの高裁判決が出そろったことになり、最高裁に対して早期の被害者救済に向けた迅速な審理・判決を促すとともに、建設アスベスト被害全体の早期解決に向けて、イニシアチブの発揮を求めるものとなった。

前記のとおり、本判決は、建設アスベスト被害の救済に向けて極めて重要な意義を有するものであるが、最高裁における闘いは緒に就いたばかりである。大阪弁護士会は、引き続き全国的な闘いと連帯して、油断することなく、最高裁勝利と早期全面解決に向けて全力で取り組む決意である。

今日までの共闘に御礼申し上げるとともに、引き続き変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

（大阪アスベスト弁護団）

育休明けに非正規 さらに雇止め 「育休明けマタハラ訴訟」で判決

東京弁護士会 辻 亜希子

一 はじめに

本件は、語学学校で正社員英語コーチとして勤務してきた原告が、育休からの復帰に際して「契約社員」契約書の作成を求められ、一年後の契約期間満了時に雇止めされたという事案である。

二〇一八年九月二日、東京地方裁判所で言い渡された判決では、雇止めが無効とされ、原告の「契約社員」としての地位が確認されたほか、被告の不法行為が認定され、損害賠償として二〇万円を支払いが命じられた。しかし、原告が最も望んでいた正社員の地位確認は認められなかった。

二 本件の概要

原告はなぜ、育休明けに「契約社員」となったのか。本件の事案の概要は以下の通りである。

(1) 育休終了まで

原告は二〇一三年三月に出産したが、昨今の厳しい保育園事情の影響で育休期間中に入園可能な保育園が見つからなかった。そこで、半年間の育休延長を申し出たが、その際の面談で被告代表者から、「コーチの就業形態…二〇一四年四月以降」と題する書面を見せられた。この書面には、正社員が時短勤務を利用する場合など、育休明け復職時の就業形態が複数示されていた。その中に、時短勤務利用正社員と並んで、週三日勤務、期間

一年の「契約社員」があった。そして、補足説明欄には、「契約社員は、本人が希望する場合は正社員への契約再変更が前提です。」という文言が記されていた。

育休延長後も保育園が決まらなかった原告は、会社の就業規則に定められている「家事の都合」による休職を利用したいと申し出たが、被告は原告の申出を認めなかった。保育園が決まらず、休職も認められなかった原告は、育休満了間近の面談で、「このままかどうか」と尋ねたところ、被告代表者は「自己都合退職になります」と回答した。

(2) 育休終了日の「契約社員」契約書へのサイン

面談での被告代表者の回答を受け、原告は、保育園が決まるまでの間、一時的に、夫や両親と子の保育をやりくりして土日を含む週三日勤務をすること、退職となることを回避しようとした。保育園が決まるまでの間の一時的なものと考えたのは、「本人が希望する場合は正社員への契約再変更が前提です」との文言を見せられていたためである。そこで、「契約社員」として復帰すること向被告に伝えると、「育休が終了する前に会う必要がある」と言われ、育休満了日に会社に来るよう指示された。

会社に出向いた原告は、「契約社員」の契約書にサインをする前に、「保育園が決まったら正社員

として働きたい」と被告代表者に伝えた。その場で原告の言葉を聞いた上司は、「スケジュールだけの問題」と述べた。また、同席していた社労士は、「会社の合意があれば可能」と答えた。原告は「本人が希望する場合は正社員への契約再変更」されることをその場で確認し、かつ、同日で育休期間が切れてしまったためにサインをしなければ退職となってしまうと誤信していた。

(3) 被告による正社員復帰拒否と雇止め

サインをしてから約一週間後、原告は、入園可能な保育園が見つかったため、翌月からの正社員復帰を希望した。しかし、被告は復帰を拒否。復帰を求めて誠実に交渉しようとする原告に対して、被告は不誠実な態度に終始した。そればかりか、合計一七通もの不合理な内容の「業務改善指導書」を交付する、面談と称して強硬に譲歩を迫る、仕事外しなど社内での孤立化を行うなど、悪質な嫌がらせを繰り返した。被告はついに、「契約社員」契約書に記載された二年間の期間満了時に、原告を「雇止め」するに至った。

三 判決について

(1) 「契約社員」契約の解釈及び有効性

原告は、「契約社員」契約は、均等法九条三項、育介法一〇条が禁じる、育児休業を理由とする不利益取扱いにあたり違法無効であると主張した。

これに対して判決は、原告が「契約社員」契約書にサインしたことにより、それまでの正社員契約は合意解約されたとした上で、契約時に保育園が決まっていなかったという事実を過大に評価し、「契約社員」契約の締結が不利益取扱いではないと述べた。それまで正社員として何の問題もなく勤務していた者が、育休明けに契約期間一年の雇用形態に変更されることの重大性に全く配慮を見せない判決である。

均等法及び育介法の指針において、違法無効となる「不利益取扱い」として、「正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと」が明記されている。そして、「不利益取扱い」該当性の判断要素として、「労働者の表面上の同意を得ていたとしても、これが労働者の真意に基づくものでないと認められる場合には」、「正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと」に該当することと明示的に定められている。判決が、雇用形態の変更の「強要」にあたるか否かを検討することなく、「保育園が決まっていなかった」という、短期的かつ表面的な事情のみを評価して不利益性を判断したことは極めて不当である。

(2) マタハラ不行為は断罪、雇止めも無効

判決は、被告の原告に対する嫌がらせについて、

「原告の受けた不利益の程度は著しい」、「被告の不誠実な対応はいずれも原告が幼年の子を養育していることを原因とするもの」と断じた。また、被告役員の「俺は彼女が妊娠したら、俺の稼ぎだけで食わせるくらいのつもりで妊娠させる」という発言を取り上げ、「不意かつ不適切な言動」、「交渉に臨む態度として許容されない」と明言した。

また、原告に対する「雇止め」は無効と判断された。被告が主張する雇止めの事由はいずれも存在しないか、評価を誤ったものであると認定されたのである。一度も更新がされたことがない有期雇用契約において雇止めを無効と断じた点にも本判決の特徴がある。

これらについて、会社の姿勢を批判する判決の筆致は厳しい。これだけ会社を断罪し、労働者の権利に理解を示そうとしているのに、なぜ「契約社員」の契約書に拘泥して正社員の地位を認めなのか。本判決の感想として、「ちぐはぐな判決である」という声が多数聞かれている。

四 今後について

被告は判決翌日に控訴した。原告も、正社員の地位確認を求めて控訴審で闘いを続ける。子を持つてもキャリアをつないで働くというごく自然なことのために、「闘い」を続けなければならない理

不尽さを痛切に感じるが、精一杯の主張を尽くしたい。

(一審弁護団弁護士…坪由美子、雪竹奈緒、橋本佳代子、出口かおり、上田貴子、辻亜希子)

国連人種差別撤廃委員会勧告と 青法協に求められる取り組み



東京 金 竜介

一 国連人種差別撤廃委員会勧告

本年(二〇一八年)八月三〇日、国連人種差別撤廃委員会が、日本の人権状況と政府の取り組みについての見解をまとめた報告を公表した。日本への勧告は、二〇一四年に続いて四回目であり、四〇項目以上の勧告は、前回の勧告でも日本政府が勧告とは異なる見解を示して改善しなかったため、再度の勧告をすることとなったものも多い。

勧告は、肯定的側面として、人身取引対策行動計画の採択と人身取引対策推進会議の設置(二〇一四年)、「第四次男女共同参画基本計画」の採択(二〇一五年)、本邦外出身者に対する不当な差

別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行(ヘイトスピーチ解消法)(二〇一六年)部落差別の解消の推進に関する法律の施行(二〇一六年)、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行(二〇一七年)を上げながらも懸念と勧告を述べている。

この勧告について論ずべきことは多々あるが、本稿では、ヘイトスピーチとヘイトクライム、在日コリアンの状況について述べることにする。

二 ヘイトスピーチとヘイトクライム

二〇一六年、ヘイトスピーチ解消法が施行された。国内では、立法当初から、禁止規定のない理

念法であること、対象を「本邦外出身者」(外国人や外国にルーツを持つ者)に限定していることなどについて限界が指摘されていた。とりわけ日本に適法に居住する者との要件(適法居住要件)は、人権擁護のための法律であることと大きな隔たりがあるものとの批判を受けてきた(立法のための市民運動を展開する中で適法居住要件を巡る反発や対立で多くの人が苦しみ、傷つけあったことが記憶に残っている)。

勧告は、同法の適用範囲があまりにも狭く、日本国内の民族的マイノリティには非常に限定された救済措置しか提供できていないことを批判する。

また、立法後でさえ、在日コリアンなどの民族のマイノリティに対する暴力的なヘイトスピーチを使う集会が行なわれ、ヘイトスピーチと暴力の扇動は続いているとの現状を指摘する。

インターネットとメディアを通じたヘイトスピーチや公人による差別的発言が続いていること、ヘイトクライムが捜査・訴追されず、人種主義的ヘイトスピーチとヘイトクライムへの責任を負わないとの指摘は、国内で人種差別撤廃の取り組みをしてきた多くの人の声と合致するものである。

このような現状を踏まえて、対象範囲をあらゆる民族的マイノリティとするヘイトスピーチ解消法の改正を行うこと、ヘイトクライムを含む人種差別の禁止に関する包括的な法律を採択すること、表現と集会の自由に適切に配慮しつつ、ヘイトスピーチ、暴力の扇動を禁止し、加害者に制裁を科すこと、インターネットとメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための効果的措置の確保などを勧告した。

三 在日コリアンの状況

在日コリアンの人権については、これまでの勧告でも、ヘイトスピーチ、公務就任権、朝鮮学校の問題が取り上げられてきた。今回の勧告で画期的なのは、在日コリアンに参政権（地方参政権）を認めよと明示したことだろう。勧告は次のよう

にいう。

「日本に数世代に渡り居住する在日コリアンが地方選挙において選挙権を行使できるよう確保すること、および、公権力の行使または公の意思形成の参画にたずさわる国家公務員に就任できるよう確保することを勧告する。また、委員会は、コリアンの生徒たちが差別なく平等な教育機会を持つことを確保するために、高校就学支援金制度の支援金支給において「朝鮮学校」が差別されないことを締約国が確保するという前回の勧告を再度表明する。委員会は、コリアンの女性と子どもたちが複合的形態の差別とヘイトスピーチから保護されることを確保するよう締約国が努めることを勧告する。」

国連の人権条約機関が公式見解の中で在日コリアンの参政権（地方参政権）を勧告したのは初めてのことである。国際人権法では、外国籍の市民に地方参政権が認められるという結論を直ちに導き出せるとまではいえないと解されているが、在日コリアンについては旧植民地の国民であり一般的な外国人（外国籍住民）とは異なるということ、すなわち、植民地が独立した際の国籍について法的解決を放置した故の外国籍住民であるということとを国連の人権機関が理解したということである。

この勧告を得るには在日コリアン弁護士たちの

大きな努力があったと聞いており、それが実った成果といえよう。

外国人の地方参政権について、国会で審議されたときがあったものの、今では議論すらされない状況が続いている。この勧告を受けて再び外国人の参政権の実現に向けての動きを活発にしていきたい。

四 本勧告と青法協の取り組み

二〇一八年勧告の多くは、二〇一四年勧告やそれ以前の勧告が再勧告されたものである。これはこれまでの勧告を日本政府が無視し続けてきたことを意味する。勧告の多くは青法協が国内で取り組んできた人権課題と合致するものである。

私たちには日本政府に対してこの勧告に従った政策を実行するように求め続ける義務がある。

新しい外国人労働者受入れ政策と 技能実習制度の問題点について

あいち
大坂
恭子



1 新しい外国人労働者受入れ法案

二〇一八年六月、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（いわゆる「骨太の方針」）が閣議決定され、深刻な人手不足に対応するため、新たな在留資格を創設することとされ、二〇一八年一〇月、在留資格「特定技能一号」（上限五年、家族帯同不可）、「特定技能二号」（現時点では要件が明確）を創設する方針が示された。これら二つの在留資格に、今後定められる様々な業種の就労活動が含まれることとなるが、現時点では、業界団体から要請の強い、介護、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、自動車整備業等々の一四業種が検討されている。

このような動きは、これまでは、「単純」労働と

分類して、受入れを拒んでいた分野で外国人労働者を受け入れるというのであり、入管政策の歴史的な転換である。

他方で、日本には、すでに約二七万人（二〇一七年一〇月末時点。特別永住者を除く、「外国人雇用状況の届出」のある数）の外国人労働者が働いており、日系人、技能実習生、留学生等が人手不足を補っている。そのうち技能実習生の数は約二六万人であり、滞在二年目以降（技能実習二号）の対象職種は七七職種二三七作業もある（二〇一七年一〇月時点）。自動車や縫製品等の製造業の現場ではもちろん、農業、漁業、建設、金属加工等々、広範に渡っており、「国産」品は、技能実習生なしに維持できない状況が続いている。

そして、技能実習の対象となっていないサービス業では、週二八時間の労働が許される留学生が

労働力となり、コンビニや居酒屋の店員として活躍している。それでも労働力が賄いきれず、「骨太の方針」に至ったのであり、すでに外国人労働者の存在が不可欠な社会となっている。

ところが、政府は、「移民政策と誤解されないよう」制度設計をすると強調し、敢えて「外国人材」という言葉を使い続け、人としての受入れであることを捨象してきた。しかし、受け入れるのは、労働力でなく、労働者であるから、法案審議を迎えるにあたっては、生活者を受け入れる覚悟と施策が求められる。

2 技能実習制度で何が起きてきたか

今回の入管法改正案は、深刻な人手不足に対応するためのものであり、「途上国への技術移転によ

り国際貢献を図る」技能実習制度とは無関係というのが政府の建前である。

しかし、技能実習制度が「途上国への技術移転による国際貢献」とは名ばかりに、地方の中小零細企業、あるいは個人事業主が安価な労働力を確保するために活用されてきたことは周知の通りである。

技能実習制度のもとでは、これまで時給三〇〇円、長時間に及ぶ深夜残業、旅券管理、通帳管理、強制貯金、婚姻・妊娠の禁止等の行き過ぎた管理、雇用主に権利行使した場合等に強制的に空港に連れて行き本国へ帰国させる「強制帰国」等々、様々な問題が生じてきた。

厚生労働省は、二〇〇七年以降、毎年「最近における外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況」を公表しているが、時給三五〇円や五〇〇円といった大幅な最低賃金法違反の事例が必ず毎年含まれており、これが無くない。

なぜここまで深刻な状況になるのかを検討すると、技能実習制度自体に構造的な問題がある。紙面の関係でここでは、大きな問題点二点をあげる。

まず、技能実習生が①職場移転できないことである。技能実習生は、技術習得の名目のため、同一の雇用主の下で一貫して実習を受けることが想

定され、原則、職場移転が認められていない。技能実習生は、来日前に、多額の保証金や手数料を支払っているから、時給三〇〇円でも黙って働き続けなくてはならない。

最低賃金法違反をした企業は、後から未払い賃金を請求され、倒産に至る事例も少なくない。その場合、勇気を持って権利行使した技能実習生は、職場移転も出来ず、未払い賃金も回収できないまま帰国するという最悪の結果に至るリスクがある。

次に、②受入れの九割を占める団体管理型という制度の下で、雇用主と技能実習生の間に、送出し機関と監理団体という合法的なブローカーが介在し、中間搾取を行う問題がある。技能実習生たちは、ただで来日できるのではなく、本国で日本語講習を受け、送出し機関に高額な手数料や保証金を求められるため、借金を背負う上に、日本では、監理団体が雇用主から毎月一人あたり数万円という管理費を徴収するため、その費用が技能実習生自身の賃金に跳ね返って、最低賃金で契約が結ばれていることが多い。雇用主は、技能実習生に職場移転される恐れがないから、労働条件を良くするインセンティブも働かない。そのため、日系人労働者と比べても、技能実習生の賃金は圧倒的に低いのである。

二〇一七年二月、「外国人の技能実習の適正な

実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行された。特定の在留資格について、「適正な実施」のために法律ができるのは異例のことであり、それだけ問題事例が多いことを国が認識しながら、制度を維持せざるを得ない状況になっている。

しかし、この法律によっても、前記の職場移転ができない問題、中間搾取の問題は、変わっていない。むしろ滞在期間の上限が五年に伸張され、「優良」と評価された企業が受入れ人数枠を緩和される等、制度は拡大し、約二十七万人(二〇一七年末時点)が働いている。

3 新制度における課題

新制度はこの技能実習制度を存続したまま、さらに多数の労働者を受け入れようとする点で問題がある。まずは技能実習廃止に向けて、その際に必要な労働者の規模を把握しなければならない。

又、現在検討されている新制度においては、「登録支援機関」という機関が、外国人労働者の住居確保、相談・苦情への対応等をして支援を図るとされている。

しかし、技能実習制度では、監理団体に雇用主を指導させるとしながら、監理団体の財政基盤が雇用主からの管理費にあるという構造的矛盾があった。監理団体の理事長が雇用主の代表者である

こともあり、独立性が全く担保されていない。そのため、指導どころか、監理団体が「強制帰国」等の人権侵害に加担している事例も多くある。この反省を踏まえれば、外国人労働者を支援する機関は、雇用主から財政的に独立した機関でなければならず、「相談・苦情への対応」については、非弁活動や守秘義務違反の問題も懸念されている。

加えて、受け入れた後の多文化共生という視点も不可欠である。新制度により、永住が予定されていないとしても、技能実習で最長五年、「特定技能」で最長五年の通算一〇年間の滞在が許されることになる。その間、適法に日本で働くにもかかわらず、専門的・技術的分野に分類される人と違い、家族の帯同が許されないことも問題であるし、地域社会で生活することになる以上は、通訳システムや日本語教育システム等も備える必要がある。

これらの点については、今後、法案審議の場で議論となるため、注視されたい。

4 最後に

書籍の紹介をさせて頂きたい。外国人技能実習生弁護士連絡会は、二〇〇八年六月に当時の研修生制度を前提に、外国人研修生問題弁護士連絡会として立ち上げ、制度が廃止されなかった

め、残念なことに一〇周年を迎えてしまった。その間の取り組みをまとめた書籍として、『外国人技能実習生法的支援マニュアル』（二〇一八、明石書店）を刊行した。新しい外国人労働者受入れ制度を検討するにあたっては、従前から外国人労働者の受入れ制度として機能してきた技能実習制度において何が起きてきたかを踏まえることが必要である。その意味では、今後の制度を検討するための書籍としても活用して頂ければ幸甚である。

『外国人技能実習生

法的支援マニュアル』

発行：明石書店

定価：一八〇〇円＋税

A5版 一九二頁



各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

12月19日（水）16時～ 城北法律事務所

【修習生委員会】

12月 6日（木）10時半～ 青法協本部
（全国スカイプ会議は11時半～12時）

【広報委員会】

12月17日（月）17時～ 青法協本部

今後の日程

【常任委員会】

*第4回

2019年 3月 1日（金）～ 2日（土） 岐 阜

【第50回定時総会】

2019年 6月22日（土）～23日（日） 北海道

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑬〉

ギャップタームの解消と 司法試験の法科大学院在学中受験 — 形骸化する法科大学院制度 —

司法問題対策委員会 立松 彰

一 司法試験の結果発表

はじめに、九月二日に発表された司法試験の結果について報告する。

(1) 合格者数は二五二五人。昨年より一八人減少。

(2) 予備試験組の合格者は三三六人。これまでの最多であり、合格率は七七・六％。また、合格者全体のうち二二・〇％を占める。

(3) 法科大学院組の合格者は二一八九人。

合格者数の上位は、京都(二八八人)、東京(二二一人)、慶応(二八八人)、早稲田(二〇〇人)、中央(二〇一人)、一橋(七二人)、神戸(五二人)。いわゆる上七校で七〇一人、六〇・四八％を占める。これに大阪(五〇人)、九州(二九人)、名古屋(二九人)、明治(二五人)、同志社(二六人)、首都大東京(二三人)、北海道(二三人)と続く。以上の一四校で九〇四人を占める。

二 急浮上した法科大学院在学中受験

さて、法科大学院「改革」である。「法曹コース」(「3+2」or「4+2」)の創設がこれまでの議論の中心であったところ、法科大学院在学中の司法試験の受験(以下、「在学中受験」という)を

認めるという制度変更が、にわかに現実味を帯びてきている。

(1) 一〇月五日付読売は、①法務省が、法科大学院の最終学年に在籍する学生も受験できるよう制度改正する見通しとなったこと、②早ければ秋の臨時国会に司法試験法改正案などを提出し、新制度は二〇二三年の司法試験から適用されるとみられること、③司法修習のスタート時期を毎年一月から四月に変更することを検討していることを報じた。

(2) 在学中受験を打ち出したのは後述するように自民党であり、「法曹コース」の創設と相まったギャップタームの解消による時間的・経済的負担の軽減による志願者の増加と予備試験対策が目的とされている。

七月一三日開催の日弁連理事会の配布資料に「法曹コースとギャップタームの解消について(メモ)」があり、ギャップタームの解消について次のような説明がある。

まず、ギャップタームとは、「三月末の法科大学院修了から、二月末頃の司法修習開始まで空いてしまう八カ月程度の期間のこと。(現行の司法試験制度においては、三月末に法科大学院を修了、五月に短答式試験及び論文式試験を受験し、九月に司法試験の合格発表があり、司法修習は一月末頃から開始する)」をいう。

次いで、ギャップチーム解消の目的として、「法科大学院修了から司法修習開始までの期間が八カ月程度存在することにより、法曹志望者にとって時間的・経済的な負担となり、法曹を目指すことを断念する原因の一つとなっている。また時間の経過により、法科大学院で身に付けた知識が、司法修習に入る段階では忘れられてしまっているなどの弊害があり、それを解消するため↓ギャップチームが解消されることにより、上記のような時間的負担が軽減され、法曹志望者の回復に資すると考えられる。」と説明されている。

(3) 二〇二〇年からの導入がめざされている「法曹コース」を前提とすると、法科大学院二年次に受験するためには、入学時から受験勉強に励まざるを得ず、法科大学院教育は軽視されるであろう。未修者コースでも、実情は同様とならざるを得ないと思われる。予備校批判を設立の原動力とした法科大学院は、皮肉にも自らが予備校化を余儀なくされる。

また、在学中受験を容認すると、授業の進み具合に配慮し司法試験の出題範囲を限定したりすることも考えられる。

いずれにせよ、法科大学院教育に多大な影響を与えることは明らかであり、多くの法科大学院関係者は在学中受験に批判的である。しかし、他方で、この制度変更は法科大学院の救済策という側

面も強く、その導入に反対しがたい面がある。

(4) 九月二日開催の日弁連理事会において、法科大学院協会の対応について、担当副会長は次のように説明した。

「法科大学院協会では臨時理事会で議論された。まずこの改革の方向が教育現場に何の相談もなく進められようとしたことについて強く遺憾の意が表明されたが、その上で在学中受験を認めることについて反対意見もあつたようだが、最終的に法科大学院教育が維持されることを条件として、在学中受験の制度変更については、反対しない、という結論に至つたようである。」

一方、日弁連執行部はどう対応するのか。日弁連では、八月以降の理事会で重点的に議論されてきたが、九月二日の理事会で、担当副会長は次のように説明し、反対することに消極的な姿勢を示した。

「本日の議論を踏まえ、執行部として、法科大学院協会等と連携しつつ、今回の改革が少しでも良いものになるように更に検討を重ね、法務省、文科科学省あるいは政治筋への対応を進めていきたい。」

(5) この在学中受験についての最初の新聞報道は、五月二八日付毎日(夕刊)のようである。鈴木秀幸会員(あいち)は、法律新聞(六月二二日号)への寄稿「法曹人口と法曹養成制度の制度論の対

立」の中でこの報道を紹介しつつ、次のように述べている。

「法科大学院は、予備試験制度があつても、生徒を十分に確保(志願者増加)できれば安泰であるが、予備試験の人氣が高まっていることから、危機に陥っている。

そのために、遂に文科省の改革案の発表後の本年四月に、『法曹養成制度に関する与党検討会』が、優秀な法科大学院生は在学中に予備試験なしで司法試験の受験を認める制度(LS生予備試験免除制度)を、緊急に追加的に打ち出した(二〇一九・五・一八毎日新聞夕刊)。

(中略)上記のLS生に対する予備試験免除制度は、法科大学院制度とも予備試験制度とも矛盾し、専ら志願者増加(入学者確保)を狙った法科大学院の救済策である。これは、法曹資格取得の推薦制度の一手前であり、結局、法科大学院を残そうとすると、究極的にはこういうことになるという証である。」

(6) さて、ギャップチームの解消で、予備試験に流れた人材を法科大学院に呼び戻すことができるのであろうか。

近時早期合格を望む学生は、予備試験からの司法試験合格を目指しており、法科大学院を滑り止めと考えている。こうした学生にとって在学中受験は魅力的には映らず、彼らを法科大学院に呼び

戻すことは困難と思われる。

この点について、「ロースクールと法曹の未来を創る会」（代表理事久保利英明）の二〇月二日付「司法試験受験資格の制度変更について」は、次のようにいう。

「制度変更が行われれば、法曹になろうとする者の多くは、以下のように考えるでしょう。『法科大学院に進学すると、司法試験準備のために最も大事な時期に、司法試験合格には直接役に立たない、あるいは効率的ではない法科大学院の授業に、時間とエネルギーとお金を割かなくてはならなくなる一方、予備試験に合格すれば、予備校に通うなどして、司法試験合格に特化した効率的な勉強ができる。したがって、早期に司法試験に合格して、実務家となるためには、予備試験に合格することがますます重要となる。』と。そして、多くの受験予備校は、そのような宣伝を行うでしょう。結果的には、ますます、法曹志望者は、予備試験ルートを目指し、法科大学院は、さらに人気がなくなり、崩壊の途へ突き進むことになるでしょう。」

今回の在学中受験は法科大学院救済策という色彩が強く、末尾の結論には賛同できないが、予備試験ルートが増えるという指摘は、あながち見当違いとは言えないであろう。

(7) 翻って、そもそも志願者減の最大の原因

は、弁護士過剰とこれに伴う弁護士の経済力と職業的魅力の低下にあり、ギャップチームの存在が主たる原因ではないから、ギャップチームを解消しても志願者減をくい止めることはできないであろう。

司法試験は法科大学院での学修の成果を試すものとして、法科大学院修了者に司法試験の受験資格を与えるのが法科大学院制度の根幹であり、この期間を「ギャップチーム」として在学生に受験資格を認めるのは、法科大学院制度の形骸化と変質に拍車をかけるものである。三月末から一月末頃までの司法試験の期間は「ギャップ」＝隙間ではない。まして、この八カ月で、「身に付けた知識が……忘れられてしまう」とは、あまりにも情けない説明である。

(8) 在学中受験については、法科大学院等特別委員会でも議論されていない。公式の場では全く議論されないまま、秋の臨時国会へ裁判所法改正案を上程するというのは、極めて異様である。（追記）

日弁連は、一〇月二四日の理事会において、「法科大学院在学中の司法試験受験を認める制度変更に関する基本的確認事項」の承認を得た。「在学中受験を例外的な位置づけとすること」という留保を付けてはいるものの、在学中受験を容認するものである。

法科大学院はどうなる

若手弁護士の声

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編
渡部容子 永山茂樹 立松彰 編著

新たな法曹養成制度の実体験と貴重な手記を多数収録

法科大学院を経て法曹となった若手弁護士は、いま、どのように考えているか？

当機関紙「青年法律家」シリーズ「ロースクールの実情と法曹養成」に掲載された体験記を中心としてまとめられたブックレットです。

主な目次

- 第一章 給費制をなくさないで！
——法科大学院世代が体験したこと
- 第二章 若手弁護士の声
- 第三章 司法制度「改革」と法科大学院「改革」
——法科大学院教育の現場から
- 第四章 法曹養成制度の再「改革」に向けて

※注文は本部事務局まで

法科大学院はどうなる 若手弁護士の声

渡部容子・永山茂樹・立松彰 編著 青年法律家協会弁護士学者合同部会 編



A5 ブックレット：144 頁 花伝社刊
青法協頒価：800 円＋税 送料無料
(定価は 1000 円＋税)

ロースクールの使い方

―課外活動のススメ―

神奈川 畑

福生 とみお

1 はじめに

私は、大学時代から子どもの権利支援を行いたいと考えており、大学三年生の時に子どもの手続代理人制度ができると知ったことから弁護士を志し、東京都新宿区の某ロースクールの既習コースに進学・修了しました。私としては、大学四年時の学力・成績では予備試験さえ合格できず、ロースクールに入ってから法律の学び方やその面白さを知ることができたので、優秀な学生や教員に囲まれて学習することができたロースクール時代は大変有意義だったと思っています。

しかし、ロースクール制度は制度としては失敗だったのではないかと考えています。ロースクールの現状としては、大学院の数が制度

設立当初の数より激減し、入学者数も減少の一途をたどっています。弁護士業界の地盤沈下等の諸影響もあるのですが、各論はともかく総論として、このような現状は、法曹養成の観点からみてロースクール制度が失敗だったことを端的に示しているのだと思います。

失敗は失敗として、この制度によって法曹となつた私は、その長所を活かすべく、現在在籍しているロースクール生や未来の進学者に向けて、良き法曹になるという目的を達成するためにロースクールをどう使うべきかということを書いていきたいと思っています。

2 三つのバランス

ロースクール進学の際に、私は先輩から、「ロースクールにおいては、①課外活動、②司

法試験のための学習、③ロースクールの授業の三点のバランスを意識して生活することが大切だ」と聞いていたことから、バランスに注意してロースクール生活に勤しんでおりました。

① 課外活動

ア サークル活動

サークル活動といえば大学生が行うイメージも強いですが、ロースクールにもサークルがあります。私は、法律雑誌を発行するサークルとジェンダー法研究会というサークルに所属していました。サークルでは教授や同級生、後輩、実務家の先輩など、ただ授業を受けているだけではできないつながりを持つことができました。

イ 青法協法科大学院生部会

実務科目を受講していた先輩に誘われたことがきっかけで青法協法科大学院生部会に所属するようになり、袴田事件の現場を巡るツアーや種々の講演会に参加しました。これにより、ロースクール入学時の漠然と社会の役に立ちたい程度の弁護士像が、弱者に寄り添って基本的人権を守るといった具体的なものとシフトしていきました。

ウ 子どもに関する活動

子どもと接するのが好きで、子どもの権利を支援する弁護士になりたかったので、獨協

ロースクールの実情と 法曹養成

大学地域と子どもリーガルサービスセンターのワークショップや中野区東部地区委員会の実施するキャンプに参加するなど子どもと接する活動をするようにしていました。これらの活動のおかげで、ロースクールでの生活中は見失いがちになる目標を持ち続けていられた。

Ⅱ 試験科目外の授業

課外活動ではありませんが、試験に直結しない科目という意味で、「外国人と法」、「ジェンダーと法」、「修復的司法」、「会计学」等の科目を履修し、多様な物の見方を専門的に学ぶようにしていました。

Ⅲ オヤつてよかった課外活動

司法試験に合格するだけであれば、課外活動をせず試験のための学習に重点を置き、授業も試験に直結するような科目のみを取れば、コストパフォーマンスは高くなるでしょう。実際そのような考えにとらわれている学生も多くなります。しかし、それでは司法修習の期間が短縮された現在においては、多様な物の見方、幅広い知識を得る機会を持てぬまま実務に就くことになりかねません。

上述のように様々な活動を行っ

ていたおかげで、自らの当初の目標を忘れず、かつこれからの目標が具体的なものになりました。また、学部生時代よりも多くの様々な知見を得、経験をし、つながりをつくることもできました。後述のとおり、学習にも役立つ点があったので、今振り返ると、ロースクールに通う上で課外活動をやっていたよかったと思います。

② 司法試験のための学習

原則として、ロースクールでは、司法試験に直結するような内容を教える授業は禁止されているので、授業での学習とは別に、過去の検討などの司法試験に向けた学習を行う必要があります。ロースクールでは周りに学生が多いため、過去問検討を行うゼミを組みやすい環境にあります。法曹を目指す友人と切磋琢磨できるのはロースクールの長所の一つだと思います。

また、上述のジェンダー法研究会で知り合った実務家の先輩にはお世話になり、答案添削をしてもらうこともありました。この点でも課外活動が活きていました。

③ ロースクールの授業

ロースクールには優秀な教授陣が多く在籍しており、裁判例の読み込みや学説の比較検討など法学部時代はできなかった（私がついて

なかっただけということもありますが）深い学習ができるのはロースクールの魅力です。

また、わたしはある裁判官教員の刑事訴訟法の教え方が好きで、ゼミ形式の授業も履修しており、その裁判官が岡山で部総括となることが縁で、私は岡山で修習を行うことになりました。そして、私が川崎で弁護士活動をするようになると、今度はその裁判官が川崎支部の部総括として異動してきました。実務家教員から学ぶことができ、そのような奇妙な縁を作れるのもまた魅力だと思っています。

3 おわりに

本稿を書き始めるにあたって、批判的な内容を書くつもりでいたのですが、思い返してみると、私にとってロースクール時代は、課外活動等のおかげで有意義なものとなっていたことを感じ、以上のような内容となりました。課外活動をするならばロースクールも捨てたものじゃないと最後に述べて筆を置かせていただきます。

あいち支部主催

長野県フィールドワークの報告

あいち
松村 啓史

一 参加者について

青法協あいち支部では、九月一日(土)から二泊二日で長野県へのフィールドワークを行いました。参加者は、弁護士が六名、修習生が三名、今年ロースクールを卒業し受験を終えたばかりの方が三名、ロースクール生二名、大学生二名の計一五名でした。弁護士の参加者が少なかったのは反省点ですが、毎月青法協あいちで開催している勉強会に来てくれている大学生や、七月集会の実行委員をしていた修習生、弁護士と個別のつながりのある受験生・ロースクール生など、色々な立場の方が参加してくれたことは大変良かったと思います。

二 満蒙開拓平和記念館までの道中

行きのバスの中では、弁護士と学生・修習生と

が二人一組となって共通点探しゲームをしたり、それを踏まえた自己紹介をしたりしました。これにより、早い段階で参加者同士が交流し、どんな参加者がいるのかを知ることができました。また、味噌・漬物蔵元に立ち寄り、味噌汁や甘酒、漬物を試食・購入したり、道の駅「そばの城」で昼食を食べた後には、皆でそば打ち体験をしたりしました。

三 記念館の見学・語り部の講話

今回のフィールドワークでは、満蒙開拓平和記念館に行き、満蒙開拓団の歴史を学ぶことが一つの大きな目的でした。記念館へと向かうバスの中では、中国残留孤児国賠訴訟弁護団が作成した、満蒙開拓団の歴史を非常に分かりやすく説明した約三〇分間のビデオを上映し、皆で予習しまし

た。この予習を行ったことは、記念館を見学する際の理解の大きな助けになりました。

記念館では、当時の国が国民を満蒙開拓団へと勧誘するために作ったポスターや、満蒙開拓団のPRビデオなどが展示・上映されていました。ガイドの方からは、当時の国が国民に対し、満州へ行けば広い土地の地主になれると言って満蒙開拓団への参加を促したり、満州は日本の生命線であるなどといったスローガンを掲げ、半ば強制的に満州に行かせたりしていたなどを説明していただき、国家権力が国民を欺き動員していく様子を知ることができました。その他、記念館の中では、開拓団が住んでいた家を再現して作ったものや、氷点下三〇度にもなる満州において、毛布すらない避難所の中で亡くなっていく開拓団の様子を描いた絵、開拓団の方が書いた実際の手紙な

ど、当時の状況をリアルに伝えてくれる様々な展示物を見ることができました。

さらに、満蒙開拓団に参加した語り部の方から、一時間半にわたり、ご自身の体験を講演していただきました。ソ連軍が満州に侵攻する中、関東軍に置き去りにされて逃避行した際の状況、当時の満州で見聞きしたことなど、当事者の方ならではの実感のこもったお話を聞くことができました。

四 宿泊先のホテルにて

記念館での見学を終えた後、当初の計画では、阿智村のキャンプ場へ行き、バーベキューをしながら日本一綺麗と言われる星空を見ることになっていました。しかし、九月一日(土)は生憎の雨だったため、キャンプ場ではなくホテルへと向かうことになりました。星空鑑賞やバーベキューができなかったのは残念でしたが、ホテルの温泉に浸かってゆっくりできたのは、それはそれで良かったと思います。また、宴会場で夕食をとっている最中に、偶然ホテルのすぐ近くで打ち上げ花火が始まったため、花火鑑賞をすることができました。

温泉と夕食の後は、皆で一つの部屋に集まり、お菓子や飲み物を囲んで談笑しました。宴もたけなわとなった頃、満蒙開拓平和記念館を見学した

感想を一人一人が述べ合うことになりました。それぞれが感想を述べ合うことで、自分が感じたこととは違う視点に気付くことができたり、自分の感想を話すことで自分自身の考えが整理されたりと、非常に有意義な時間でした。

五 二日目の企画・散策

翌日の九月二日(日)には、雨があがっていました。そこで、ホテルをチェックアウトした後は、弁天港へ向かい、天竜川の舟下りをしました。皆で一つの舟に乗り、船頭が力強く漕ぐ様子を見ながら川を下りました。川の流れが速い地点では、舟に付いているビニールシートを一杯伸ばして波しぶきを防ぎ、川の流れが穏やかな地点では、ゆったりとトンビを眺めるなど、楽しい舟下りでした。

天竜川の舟下りの後は、元善光寺を参拝しました。初日に味噌・漬物蔵元に立ち寄った際もそうでしたが、元善光寺でも着いた後は自由時間となりました。参加者同士で自由に過ごせる時間が多くあったことは、今回のフィールドワークでとても良かったと思います。

元善光寺を参拝した後は、バスはお菓子の里飯田城に立ち寄り、そこでお土産を買ったりアイスを食べたりして過ごしました。

帰りのバスの中では、長野県フィールドワーク

クイズを行うなど、最後まで盛り上がりました。

六 終わりに

今回のフィールドワークは、満蒙開拓団について深く学ぶことができただけでなく、参加者同士が仲良くなれたことが非常に良かったと思います。

普段から青法協あいちの学生勉強会に来てくれている学生さんであっても、ぎくばらんに話せるのは懇親会の限られた時間だけです。懇親会ではどうしても弁護士と学生とが話すことがメインになりがちです。そんな中、今回のフィールドワークでは、弁護士と学生との間だけでなく、学生同士の間の横のつながりができたことが大きな収穫でした。そば打ちや川下りなどを一緒に体験し、一泊二日というまとまった時間を過ごすことにより、参加者同士の関係が密になったと思います。

また、満蒙開拓平和記念館を見学し、ホテルの部屋で一人一人感想を述べ合ったことは、将来法曹となる修習生・学生にとって、弁護団活動の意義を学び、人権感覚を養う良い機会になったと思います。

勉強になり、かつ、楽しい旅となった今回のフィールドワークは大成だったと感じました。

それでも、“I am not ABE”

— 古賀茂明さん9月14日 講演 —

東京 白根 心平

二〇一八年九月一四日、第二回常任委員会（東京）で、元経済産業相官僚の古賀茂明氏を招いて講演会を行いました。以下、講演の要旨です。

□ 九条の二を追加するとどうなるか

1 自衛隊を保持することが憲法上の義務に

九条の二追加問題のうち、大きいのは、「自衛隊を保持する」と憲法典に書くことである。現在は、自衛隊は「違憲ではない」と解釈をしているが、違憲ではないというだけであり、必ずしも自衛隊を保有する必要はない。

しかし、「保持する」と書くと、軍隊は、なくならないに越したことはないという考え方は憲法上なくなる。自衛隊保有が憲法上の義務になる。

2 自衛隊は強固な組織・戦力を持つものでなくてはならない

さらに、自民党案のように、領土や国民を守るための自衛隊は置きますと憲法典に書くと、自衛隊は領土や国民を守るものでなければいけないという解釈が生まれる。名目的に自衛隊が一〇

〇人いるからいいでしょというわけには行かない。憲法の要請に当たらないことになる。すなわち、憲法が求めている「領土や国民を守る」のに十分な自衛隊でなければならず、そのために十分な組織・戦力を持たなければならないという解釈になってくる。

今後、安倍政権のようにタカ派の政権が、中国に負けない「軍備増強」を進めようとする際に、憲法上の根拠を与えることになる。

しかも、この軍隊保持義務は、努力義務ではなく、「保持する」と断定的に書かれることにより絶対的な義務になると解釈される。

一方、憲法二三条二項は、国の義務として、社会福祉などの向上を掲げるが、ここでの書き方は、努力義務だ。努力していれば、不十分でも仕方ないということである。

つまり、国にとって、社会福祉の増進義務より、強い軍隊を持つということが一段強い憲法上の要請であるということになってしまう。

九条の二を書いても何も変わりませんと言っている安倍さんの論理というのは、全然的外れで、自衛隊を含めた基本政策の優先順位が大きく変わってしまうという理解が正しいといえる。

□ 安倍政権下での国民生活

1 総裁選での安倍首相

安倍さんが総裁選において胸を張っていた経済分野の成果が幾つかある。

一つは人口が減少しているなかで、経済は一二%成長し、雇用は二五〇万人増えたということ。

二つ目は、正規雇用の有効求人倍率も過去最高の一倍を超えたということ。



向上は達成
されていな
いのである。
しかし、
メディアは、
このように
重要なデー
タをちゃん
と報道して

これらを聞くと確かに非常に景気が好調であるという気がするが、株価や地価が上がったというのが、要因としては大きい。

この点については、世の中に金持ちだけが儲かる、大企業だけが儲かるという批判があり、それに対する有効な反論がないため、総裁選では、株や土地の話はせずに上記の二点に絞ったのである。

2 国民生活の実態

(1) 実質賃金

名目の賃金から物価上昇の分を引いた実質賃金は、二〇一二年から二〇一七年で見ると、四％程度減少している。

政治の最大の目的は国民生活の向上である。その観点からは、普通に働いている人の賃金がどれぐらい上がるかという点が重要である。この国民生活の指標である実質賃金が四％程度減少しているということは、一般庶民から見ると、実生活の

いない。

そのため、庶民は、景気がいいらしいが、どうもそういう実感がわかないなど首をかしげている。実態は、好景気を実感できないのではなくて、景気は庶民にとっては、決して良くなっていないのである。

(2) 実質家計消費

金銭を消費するということは、それに応じた何らかの物やサービスを受け取り、これにより消費者は満足を得るわけである。言い換えると、たくさんお金を使えるということは、たくさん満足しているということであるから、どれだけ消費ができたかという観点は、国民の生活を測る上での一つの重要な指標（実質家計消費）である。

しかし、実質家計消費は五年間で五％以上減少している。

多くの人々は将来が心配だから節約し、消費できていないでいる。庶民から見たら決して幸せとは言えない社会であるということを示唆しているが、これもあまり報じられていない。

□ 質疑応答から

1 官僚のスキャンダル

(1) スキャンダルの温床

福田次官のスキャンダルというのは、官僚の世界に女性蔑視のような文化があるとか、常に周囲

の人達に対し上から目線で自分達が偉いと思っているという、そういうような意識の構造的な問題というのはあると思います。

しかし、だからみんなやるかと言うと、そんなことはない。やはり福田さん個人の問題という面が非常に大きいと思う。ただし、その後のいろいろな対応ということについては、財務省の組織は安倍政権の体質とか、そういうものは出ているということになると思います。

一方、この間から出ている障害者雇用の報告の改ざんは、特定の個人が悪かったというのじゃなくて、ほぼ全省庁でやっているという役所に問題があるということです。

なぜそうなるのかと言うと、政治が障害者雇用について何の関心もなかったということだと思つ。これは民主党政権も含めて、本気でそれに取り組んだ政権がなかった。

(2) 忖度

よく「忖度」と言うのですけれども、官僚は忖度をするわけです。時の総理が何を考えているのかなというのを忖度して動いていくわけですが、忖度というのは、ポジティブな忖度とこれとちよつと違うものもある。

要は、官僚は見分けるのですね。総理が何か言いました、そのときに、「じゃあ頑張つてやらなくちゃいけない。」と思つてやるのはよいのですけれ

ど、やり過ぎちゃった付度というものが、いろいろ問題になっているわけです。

一方、そうではなくて、総理はああ言っているけれど、あれは嘘だなということを見分けるという面もあります。なぜかと言うと、総理が言ったからといって、それを全部本気でやろうと思っただら体が幾つあっても足りないことになってしまふわけですね。だから見分けるわけです。

総理が本気だと思えば、それに協力しないと干されるぞとか、協力すれば出世できるぞという付度をして頑張ってしまう。

ところが、何か言っても「本気じゃないな」と思ったら、こんなことに真面目に関わっていると損するぞと、こんなことをやったって何の評価もされないぞと、「逆付度」する。障害者雇用はこちらのケースです。

2 官僚のタイプ

(1) 消防士型と凡人型と中央エリート官僚型

官僚には、良い人もいます。「消防士型」と呼んでいます。消防士というのは、別に給料は高くないです。みんなが頭を下げるような権威も何もない。何のために消防士をやるのかと聞けば、みんなが「ありがたい」と言ってくれるからですという。まさに官僚の鑑。一典型的な国民のために奉仕する官僚のタイプを私は「消防士型」と呼んでいます。

官僚のうち、ものすごく多いのは「凡人型」と言うタイプです。何のために官僚になったかと言うと、食いつぶれがない。何にも仕事しなくたって大バツさえ付けられなければ、ちょっとずつ昇進して、天下りがあるからこの仕事に就いたという人ですね。

中央エリート官僚型というのもあります。自分は一番優秀なんだということを見せびらかしたくて官僚になる人です。財務省に多いタイプです。こういう人は、上から目線で、威張っている。世界一優秀な俺たちが安月給で夜遅くまで働いてやってくるから日本が回っているんだという強烈なプライドの塊です。天下りは当然の権利だと思っています。

消防士型は、残念ながら、絶滅危惧種みたいな少数派になっています。

(2) 官僚の文化

官僚は、「安倍さんはこうしてほしいのじゃないかな」「それやったら俺は次またワンステップ上がれるかな」と、こう思っちゃうのです。しかも、それが組織として当たり前のことになっています。みんなトップを目指してしのぎを削って頑張るから成果も上がるという文化になっています。ですから、それを止める人はいません。

しかも、安倍さんはものすごく恐いので、官僚は非常に恐れています。これまでは、総理をそんなに

恐れることはありませんでした。幹部クラスは、総理の顔色を見ながらいろいろな意見を言うこともあったのですが、安倍政権では、それは完全になくなっているようです。それが最大の問題です。

お知らせ

◎ 声明を発表しました

この間、青年法律家協会弁護士学者合同部会では、以下の声明を発表しました。

詳細は、青法協ホームページをご覧ください。

・二〇一八年一〇月二六日

「自民党改憲案の臨時国会提出に断固反対する法律家団体の緊急声明」（改憲問題対策法律家六団体連絡会）

・二〇一八年一〇月二九日

「障害者雇用数の『水増し』問題の原因究明と再発防止に努め、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、適法な障害者雇用の実現を求める声明」

・二〇一八年二月六日

「自民党杉田水脈衆議院議員の論考『LGBT』支援の度がすぎる」発言に抗議し、厳正な処分を求める声明」





ライフワーク、 使命が見つかる 方法とは

～私たちが後輩に
伝える重要なこと～

今年六月の全国総会には、「使命・志」をテーマに取り上げましたが、まさに青法協の会員のみなさんは、志や使命感を持っている人が殆どだと思います。

ところが、私たちが日頃接する合格者や修習生、ロー生などはまだ、自分がやりたいたことが決まっていない人が多いです。特に、九月には合格発表があり、その後合格者と会う機会も多く、七月集会への参加を促すなど、私たちが後輩に対して弁護士としてのやりがいや使命について話す機会が多くなります。そんなとき、合格者から「どうしたら自分のやりたいことが見つかるのでしょうか」「使命感、志を持つにはどうしたらよいのでしょうか」という問いに対して、みなさんはどう答えられているのでしょうか。

これは、弁護士に限らず、社会人でも多くあります。本を探している人に聞くと「友人は生き生き仕事をしているが、自分は今の仕事は自分の天職ではないと思う、天職を探して見つけたい」という人がいます。私の経験から言えば、天職や使命は、探して見つかるものではありません。

端的に言えば、天職や使命は、それがどこかにあってそれを見つけるものではなく、それは「立ち現れてくるもの」なのです。SF映画によくあるような、ホログラムが自分の目の前に徐々に立体的に浮かび上がってくるものなのです。

では、どのようにすれば目の前に立ち現れてくるのか。これも結論から言えば、①頼まれ事を引き受け続けること（誘われたものを素直に受け入れチャレンジすること）、②目の前に来たものに一生懸命取り組むこと、に尽きます。

頼まれ事は非常に沢山の人がいる中、あなたにやってきたものです。当初は自分と関係ないと思ってもそれを心を込めてやり続けると、不思議なことに、他の重要な情報やキーパーソンと出会って、自分のライフ

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

ワーク、使命が浮かび上がっていくのです。

ですから、私たちは後輩に対して伝えることは一つです。七月集会に参加し取り組むこと、そして様々な勉強会に参加し、情報と人に接することを繰り返していくことです。

私は、盤石な自信を持って、修習生や学生に伝えています。ぜひ、みなさんも。

(青法協弁学会合同部会議長 北村 栄)

「法律事務所就職説明会@大阪」

新人弁護士採用をお考えの方、
修習生との縁を求める方ぜひご参加ください

大阪 中森 俊久

1/26
(土)
in 大阪

青法協大阪支部では、自由法曹団大阪支部、民主法律協会、日本国際法律家協会関西支部との共催で、「法律家四団体共催・法律事務所就職説明会（仮称）」を実施致します。

人権・平和問題に対する純粋な気持ちを持って法曹をめざした修習生らが、弁護士になってからも青法協会員として活躍できるよう、積極的に新人弁護士の採用をお願いいたします。

採用は未定だが、事務所の魅力をアピールしてやる気のある修習生と縁ができれば良いという事務所にも、多く参加していただきたく思います。懇親会のみ参加でも、一度、修習生の様子を見にお越しいただけたら幸いです。

ご参加の事務所には、事前に「修習生の採用に関する情報提供」（オリジナル書式A4版一枚程度も可）を提出していただき、冊子に編集して当日配布の上、告知時間を設けます。当日配布資料をお持ちいただくことや、告知は不要で文書提出のみでも、かまいません。また、弁護団事件や各種

研究会活動のご紹介も歓迎します（詳細は、下記担当者にご相談ください）。

そして恐縮ながら、説明会への参加登録（情報提供）の提出）として、一事務所二万円のご負担をお願いしております。また、懇親会に参加される方には一人五千円のご負担をお願いします。

「採用に関する情報提供」は、二〇一八年二月七日（金）までに、青法協大阪支部事務局・中森俊久宛にご返信ください。

参加要項

【日時】二〇一九年一月二六日（土）午後三時～

懇親会 午後五時～

【場所】TKP大阪本町カンファレンスセンター・

カンファレンスルーム3A（懇親会は3C）

【連絡先】弁護士中森俊久（あべの総合法律事務所）

TEL 〇六―六六三六―九三六―

FAX 〇六―六六三六―九三六―

メール t-nakamori@abenolaw.jp

編集後記

▼人種差別・排外主義の問題が深刻になっている。悲しむべきことである。米国におけるシナゴ

クでのユダヤ教徒殺戮事件をみると、差別的残虐行為はナチの専売特許ではないことがよくわかる。もちろん、これまでの米国の事件のように、学校等での差別なき大量殺人がいろいろというわけではないことは言うまでもない。▼昔の反戦フォークソングに、「かわった夢をみた。世界中が戦争をしないことに合意した。」といった、いかにも理想論の歌詞と言えるヒットソングがあった。まさに、未だ達成されない人類の悲願である。だが、あきらめるわけにもいくまい。「すべての人を愛しましょう」はむずかしいが、「ほかの人をやたらと憎むのはやめましょう」が、現代における大切な倫理観なのかも知れない。これだって、結構難しい気がするが、努力あるのみか。

（高野真人）